

## 議事録

委員会名	第1回品川区消防団運営委員会		
日時	令和2年11月2日(月) 午後1時30分から午後3時00分まで		
場所	品川区役所 第二庁舎4階 災害対策本部室		
諮問事項	水災時において消防団員が効果的に活動する方策はいかにあるべきか		
出席者	品川区長	濱野 健	(委員長)
	荏原消防署長	黒崎 清貴	(委員長職務代理)
	都議会議員	伊藤 こういち	(委員)
	都議会議員	山内 晃	(委員)
	品川防火防災協会会長	金子 正秀	(委員)
	大井防火防災協会監事	懸田 幹夫	(委員)
	荏原防火防災協会副会長	戸田 光則	(委員)
	区議会議員	小芝 新	(委員)
	区議会議員	松澤 和昌	(委員)
	区議会議員	筒井 ようすけ	(委員)
	区議会議員	吉田 ゆみこ	(委員)
	区議会議員	横山 由香理	(委員)
	区議会議員	高橋 しんじ	(委員)
	品川消防署長	水野 寿	(委員)
	大井消防署長	峠 聡	(委員)
	品川消防団長	依田 茂利	(委員)
	大井消防団長	鴨川 清志	(委員)
	荏原消防団長	青木 章	(委員)
傍聴者	なし		
配布資料	「次第」 資料1 特別区消防団運営委員会の答申及び対応方針について 資料2 特別区消防団運営委員会への諮問について		
審議内容			
事務局 (品川区)	(配布資料の確認) (「東京都情報公開条例」に基づく情報公開の説明)  1 開会 次第に沿って進行いたします。委員長あいさつをお願いいたします。		

委員長	<p>2 委員長あいさつ</p> <p>都知事から「水災時において消防団員が効果的に活動する方策はいかにあるべきか」について諮問を受けました。本日の委員会では、現状と課題、そして今後の方向性を検討し、令和3年7月までの1年間で計3回の審議を行って品川区としての答申を決定したいと考えています。限られた時間ではありますが、忌憚のないご意見をいただきますようお願いいたします。</p>
事務局 (品川区)	<p>3 新委員紹介</p> <p>大井防火防災協会監事 懸田 幹夫  区議会議員 横山 由香理  区議会議員 高橋 しんじ  品川消防署長 水野 寿  大井消防署長 峠 聡  荏原消防署長 黒崎 清貴</p>
事務局 (品川区)	<p>4 報告（特別区消防団運営委員会の答申及び対応方針について）</p> <p>【資料1】の説明をお願いいたします。</p>
事務局 (消防署)	<p>【資料1】の説明</p>
事務局 (品川区)	<p>どうもありがとうございました。</p> <p>本日の議題に移ります。議事は委員長に進行していただきます。委員長お願いいたします。</p>
委員長	<p>(傍聴希望者の確認)傍聴希望者なし</p> <p>5 議題(水災時において消防団員が効果的に活動する方策はいかにあるべきか)</p> <p>東京都知事からの諮問事項を議題に供します。 事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局 (消防署)	<p>【資料2】の説明</p>
委員長	<p>ありがとうございました。</p> <p>只今の説明について、ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。</p>
委員A	<p>大事な内容の諮問になっております。</p> <p>まず資料2、3-1の2番目、教育訓練ですが、現在、教育訓練の時点からしっかりと新型コロナウイルスとの複合災害ということ意識して、訓練をしていくことの重要性が問われていると思います。</p> <p>それと3番目の地域特性ですが、私も周りの区民の方に聞くと、ほとんどの方が「ハザードマップがあることは知っているけれども見たことはない」と言</p>

	<p>っています。自分の地域がどういう状況なのかほとんど知らない方が非常に多いということを想定して、地域特性を考える必要があると思います。</p> <p>消防団には様々な資機材がありますが、これが水没してしまうと災害現場で使えなくなってしまう。こうした危険がある分団本部や資機材が置いてある所は、早めに移動等を考える必要があると思いますので、そのような観点もぜひとも検討いただければと思います。</p> <p>昨年の台風15号、19号では、どちらの台風の時も浸水しそうな地域が品川区内にもありました。そうした地域の方々が避難をする際に、ハザードマップ上だと水没してしまう学校等に避難された方がたくさんいました。この時に明らかになったのが、震災時の避難場所と水災時の避難場所は違うということ。多くの方は知らなかったということです。ぜひこの辺のところを周知しておく必要があると思います。避難場所が水没してしまうということがあってはならないわけですので、この辺のところも区としてぜひ検討していただければと思います。以上です。</p>
委員長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ご指摘の点はしっかり考えていかなければならないと思っております。</p> <p>その他にご意見あるいはご質問ございましょうか。</p>
委員B	<p>情報収集の件です。私も情報収集体制というのは非常に大切だと考えております。今後オンライン会議や消防団専用アプリ導入という話がありましたが、先行事例のある福島県や岡山県が導入しているアプリを参考にするなど、どういう形でアプリを作っていくのでしょうか？またビジョンや、イメージがもし決まっていたら教えてください。</p>
委員長	<p>いかがでしょうか。</p>
事務局 (消防署)	<p>現在検討中ですので、このような委員会の意見などを抽出して具現化に向けていくと考えております。</p>
委員B	<p>指揮命令の件ですが、先ほどA委員からもありました、震災時と水災時の避難所の違いの件は、私も昨年の台風の時には多数指摘を受けました。私も消防団員ですが、私たち消防団も避難者をうまく誘導することができませんでした。</p> <p>消防団が水災時の避難所に誘導できるよう、しっかり明確に「ここが避難所です」と早急に指示していただきたい、というのが要望です。</p>
委員長	<p>今の要望について何かお話があればお願いします。</p>
事務局 (消防署)	<p>今のご質問の内容は、消防団員が避難所の支援を実施することが可能かということでしょうか。</p>
委員B	<p>水災時の避難を管理しているのは品川区で、消防団の管轄は東京消防庁ですので、避難所への誘導・指示は消防団ではありません。消防団での私の対応地</p>

	<p>区だと豊葉の杜学園が避難所になっています。戸越小学校にも避難できるのかと尋ねてきた高齢者の方がいましたが、「豊葉の杜学園に行ってください」と指示するだけで、誘導することができませんでした。しかし、高齢者の方が台風の時に行けるわけがありません。資料には避難誘導について書いてありますが、明確に消防団がそのような誘導をしてもいいとか、災害時の避難所と水害時の避難所の区別が全く分かっていませんでしたので、そういうことをしっかりと確認した方が良いと思っています。</p>
事務局 (消防署)	<p>ありがとうございます。基本的に消防団の活動は災害対応で、避難所の運営は区が主体になります。ただし、避難誘導という活動は消防団活動にもなりますので、その取扱い方が少し難しいと感じます。</p>
委員C	<p>消防団が避難所へ誘導することはできるのですか。</p>
事務局 (消防署)	<p>避難所へ誘導することはできますが、避難所の設営を一緒に手伝ったりすることは直接の災害活動ではないので、ちょっと難しいと思います。</p>
委員長	<p>よろしいでしょうか。 ほかにいかがでしょうか。</p>
事務局 (品川区)	<p>今のB委員の質問について、現状を補足いたします。</p> <p>区で所管している避難所運営の部分ですが、区民避難所は被災した後に長時間、区民の皆様にご生活を送っていただく、避難生活をしていただく場所という位置づけです。</p> <p>実際にその運営をどなたにさせていただくことを期待しているかということ、品川区は防災区民組織の皆さんを中心に運営をしていただきたいということです。実際にやっていただきたいことというのは、避難所運営も一つですし、安否確認や避難誘導などで、これは普段の防災訓練でも実施している内容です。</p> <p>一方で、消防団の皆様の任務の中に避難誘導が含まれることは理解していますが、たとえば避難勧告や避難指示などで退避の指示が出た時に、避難場所までの避難誘導を行うことが、主に消防団の方の任務として位置づけられているというのが、現状だと思います。</p> <p>今、担当の消防側の事務局から説明があったように、実際の避難所の補助については、おそらく現状では消防団の業務と捉えられていないと思いますので、そこについて何かしらの議論を行うことが、この諮問事項の論点かと考えております。</p>
委員長	<p>よろしいでしょうか。 ほかにいかがでしょうか。</p>
委員D	<p>今の質問や提案について、避難所運営をしている立場から申し上げますと、ま</p>

	<p>ず、A委員が言うように、水害時の避難所と震災時の避難所ということが皆さんよく分かっていません。</p> <p>昨年も、水害の危険が迫った時に、自分たちが避難する避難所だと思っていたら、そこは高潮時の危険地域なので避難してはいけませんと言われ、それで若干混乱しました。また、避難所運営の体制ですが、震災時は防災区民組織が運営しますので、防災訓練を実施していますが、水害時は区が開設することになっています。そのところをよく皆が知っておかないと、いろいろな体制を整えてもなかなかうまくいかないと思います。</p> <p>それからもう一つ、消防団の施設を整備するのは、都費でやるのか区費でやるのかが理解できてないところがあります。消防団の方々が色々施設で苦労されているところを、区に要望すればいいのか、都に要望をすればいいのか、消防署に要請すればいいのか。整備といってもここのがどのような割り振りとなっているのか。消防団の施設を作るのであれば、都でやるのか区でやるのかがよく分かりません。このような議題ではそこのがはっきりしないと、整備してくださいといっても誰に頼めばいいのか、消防団の方々もよく分からないところがありますので、そのところも整理していただければありがたいと思います。</p> <p>最後に、消防団と避難所組織の運営に関してですが、私たちは、消防団や消防署、それから区も避難所運営に関与しないような訓練をしています。なぜかという、本番ではとても来ていただけないだろうという前提のもとに、自主で色々開設する運営を考えて訓練をやっております。もし、消防団の方たちが避難所の支援をするのであれば、日頃の避難所運営を、消防団の方や消防署の方も一緒になって考えていく話なのかどうかということ、どのような形で認識されているかわかりませんでしたので、これらの点について気が付きましたので発言させていただきました。</p>
委員長	<p>今のお話についていかがでしょうか。</p>
事務局 (消防署)	<p>整備主体の話ですが、消防団の施設は東京都が主体となっています。ただ、実態として土地などについては区に借用させてもらっていることがありますが、主体は東京都です。</p>
事務局 (品川区)	<p>地域の避難所運営訓練は、区や消防が関与しない自主的な形で訓練しているというお話でしたが、実際の災害対応のことを考えると、それは一番理想的な訓練の形であると考えています。</p> <p>また後段部分ですが、大きな水災があった際に人手が足りなくなった時には、消防署や消防団に避難所の支援を求めるということを考えるのであれば、平時から避難所連絡会議の中で、マニュアルの作成や計画の検討など、平素から体制を築いていますので、ある程度計画的に関与していくことが求められる</p>

	であろうと、区としては考えています。
委員長	その他にご質問、ご意見等ありますでしょうか。
委員E	<p>昨年の武蔵小杉の浸水事故の記憶も新しく、今後の気候変動も相まって、水災対策は非常に重要な問題になると思っております。品川区も川や海のある地域があるので、そうしたリスクが非常に高まってくると思っておりますので、水災対策にぜひとも力を入れていただきたいと考えております。</p> <p>やはり水災対策には、新しい対策が求められると考えております。装備資機材の導入というものもありましたが、ぜひ消防団の方が使いやすい機能的なもの、例えば、土のうは大変重いので、それに代わる浸水防止用資機材や排水ポンプの導入等を行っていただきたいと考えています。特に川や海の地域の周辺の消防団の方には手厚くするなど、そうしたメリハリも必要になってくると思っております。それが1点目の新しい装備資機材の導入のお願いです。</p> <p>2点目は、それに伴い訓練も必要だと思っております。3-1の2にもありますとおり、排水ポンプと浸水防止用資機材の設置の訓練にもある程度のスペースがいてと考えています。私も所属する町会のポンプ隊に入っていますが、町会内の公園で訓練をする際には一般の公園利用者の方もいて、なかなか気を使いながらの訓練をせざるをえない状況になっています。そこは品川区の場合は、公園課とうまく連携をして、しっかりと訓練の場所や時間などを柔軟に確保できるような体制をお願いしたいと思っております。具体例として、資料には訓練場所に公園等の確保、また下に訓練方法という記述がありますが、今後具体的にどのようにされていくおつもりなのかということをお聞きしたいと思っております。以上2点、何かあればお答えをお願いします。</p>
委員長	よろしくお願いいたします。
事務局 (消防署)	<p>1点目は、水災危険が高まっているので、ぜひ団員の人に使いやすい資機材を整備してほしいということ、需要が高いところと需要の低い所とメリハリをつけて対応することが必要だというお話だと思っております。それについては、このような意見を聞きながら、委員会の中で反映していくように進めていきたいと思っております。</p> <p>あともう1点が、今後の訓練について訓練場所の確保や実際の訓練の方法については、今お話しいただいたような内容を反映して検討していきたいと思っております。</p>
委員長	よろしいですか。 他にご質問あるいはご意見等ありましたらお願いいたします。
委員F	3-1の3、地域特性に応じた機能移転の必要性、方策を今後まとめていく

	<p>ということですが、地域特性という、例えば品川にも3つの消防団と3つの消防署がありますが、それぞれの地域特性が当然あると思います。</p> <p>その品川区内の地域特性で、品川だけで計画を立てていくのか、それとも消防署管内だけで計画を立てていくのか、もしくは東京都内は城南地区、城北地区など、区分に分けられると思いますが、その地区をひとくくりにして計画を立てていくのか。</p> <p>細かく見て立てていくのか、大きく見て立てていくのか、そのあたりを教えてください。いただきたいのと、いつ頃までにこの計画を立てていくのかというタイムスケジュール的なものがあれば教えてください。</p>
委員長	<p>計画の対象範囲、あるいは時期関係の話だと思います。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p>
事務局 (消防署)	<p>機能移転計画などについて、大きい範囲でとらえて東京消防庁としてやるのか、もしくは品川区だったり消防署単位で計画するのかということですが、今回この特別区消防団運営委員会の議題となっていますので、まずは特別区ごとの実情などを抽出して、特別区消防団運営委員会の中で図り、そして東京消防庁の全庁的な対応というようになるとと思います。</p> <p>ただその一方で、同時進行で動いているところもありますので、消防署単位でこういった検討も進めているところです。</p>
委員F	<p>時期的なことは分からないでしょうか。</p>
事務局 (消防署)	<p>大きな枠組みについては、特別区消防団運営委員会は来年の7月までの審議会となっていますので、そこで一旦大枠は示せるのだと思います。</p>
委員長	<p>ありがとうございます。</p> <p>その他にご意見あるいはご質問等ありましたらお願いいたします。</p>
委員G	<p>確認させていただきたいのですが、3-1、審議の方向性のところで、1番に消火班と情報収集等班とありますが、この情報収集班というのは5番の「情報収集体制の強化」に書かれていることとは別枠のことと考えてよろしいでしょうか。その確認をお願いします。</p>
委員長	<p>いかがでしょうか。</p>
事務局 (品川区)	<p>ご質問にあった任務班の部分ですが、主に災害時に参集した消防団員は、資料に記載された消火班や情報収集班以外に、監視警戒班、避難誘導班、水防工法班、支援班等、それぞれ班が決まっております、その中で必要な班を状況に応じて作るという計画になっています。</p> <p>5番の情報収集の部分、1番とは違う意味合いになっています。</p>
委員G	<p>そうすると5番のインターネットによる情報収集環境の整備というのは、団</p>

	本部だけではなく分団本部の詰所も対象になると考えてよろしいでしょうか。
事務局 (消防署)	そのとおりでございます。
委員長	そのほかにありますか。
委員G	質問の趣旨ですが、今年の区の予算委員会で、分団の詰所のWi-Fi環境の整備をお願いした経緯があり、その現状を教えてくださいたいと思います。
委員長	いかがでしょうか。
事務局 (消防署)	Wi-Fi等の環境が整備されるかということですが、今のところ整備されておられません。
事務局 (品川区)	<p>昨年の台風の中で、いろいろな現場を対応した消防団員の意見や、G委員にご案内いただいたような、区議会等の各会派の意見を踏まえて、東京消防庁にもそのような要望は報告しております。</p> <p>今、我々の方で把握している範囲だと、消防団員の方のタブレット等を使った情報収集や、オンラインに対応する方法といったところは令和3年度の予算要求等のなかで検討中という話は伺っていますので、その状況次第で反映されるものと思っております。</p>
委員長	<p>ありがとうございました。</p> <p>その他にご質問あるいはご意見等ありましたらお願いいたします。</p>
委員H	<p>いくつか質問させていただきます。</p> <p>3-1の4番、水災活動時の応援体制についてですが、こちらは過去の事例がありましたら教えてください。また、どのようなイメージなのか教えてください。</p> <p>先ほどF委員からの計画の話のところでもありましたが、区内だけで構築する体制なのでしょうか。近隣の区の方が区内よりも近い場合であったり、区内だとなかなか応援が難しかったりなど、様々なケースが想定されるかと思いますが、何か過去の事例でありましたらお知らせをいただけたらと思います。</p> <p>また、3-2の2番、スペース確保および機能向上についてです。女性に配慮したスペースということですが、こちら女性消防団員の勉強会などが色々あるかと思いますが、女性消防団員からはどのような意見が寄せられているのか、もし分かりましたら教えてください。</p>
委員長	いかがでしょうか。
事務局 (消防署)	<p>応援の実績については把握しておりません。ただ、先般の台風19号の際には、相互応援協定のような体制が消防署でもやはり必要だという話となり、現在応援体制について試行しているところです。河川は、消防署の管轄がまたが</p>

	<p>るので、必要性があったと思っております。</p> <p>あと女性の声ですが、具体的な要望はありませんが、やはり長時間の活動を考えれば必要と感じております。</p>
委員H	<p>ご説明ありがとうございました。それぞれ現状を把握して、これから進めていただくのかなと理解をいたしました。ぜひ実際の女性団員さんの声を聞いていただいて、反映していただきたいと要望をさせていただきます。</p> <p>また区境ですとか消防署の管轄ですとか、まずは品川区が中心になってですとか、署の動き、特別区の動きなど様々あるかと思いますが、色々想定外のこともあります。また、指揮命令系統、こちらも都知事、区長、消防署長など様々あるかと思しますので、そのあたりも整理をして分かりやすく、実際に活動するときには伝えていただく必要性もあるのかなと思しましたので、そのあたりもぜひ今後議論を進めていただければと思っております。</p>
委員長	<p>ありがとうございました。</p> <p>他にご意見ご質問等ありましたらお願いをいたします。</p>
委員I	<p>課題と現状、かなり重たい内容が多いかなと思います。今、H委員からも当事者のご意見をいただきながらという事がありましたが、諮問期間が来年の7月までということで、ここでの委員会の議論のスケジュールを伺いたいのですが、今日のところは現状と審議はこういうふうに進めましょうという提案だと思います。でも、それぞれ質疑を伺っていても、なかなか難しい重たい内容になるのかなと思いますと、今後の委員会の議論のスケジュール、次はある程度の案が出てくるとは思いますが、その辺がどのようになるかを伺いたいです。</p>
事務局 (品川区)	<p>今後のスケジュールについてご説明いたします。</p> <p>ご指摘のとおり、今回は諮問事項と現状を把握していただき、審議の大きな方向性を示させていただいたところです。この審議項目については、諮問事項と同時にスケジュールもある程度示されており、来年の7月までの中で3回の審議という形で示されています。現在、区で考えているのは、今年度中にもう1回この委員会を開催させていただき、そこである程度、簡単な方針の案文に近い形のを事務局側の方で示させていただいて、今日頂いた意見や、補足する資料など、必要なものを付け足させていただき、そこでもう1回議論をさせていただいて、来年度、時期はまだ未定ですが、諮問期間の前までにもう1回会議を開いて、そこで最終的にまとめていくようなスケジュールで実施していきたいと思っております。</p>
委員長	<p>その他にご質問ご意見等ありましたらお願いをいたします。</p> <p>長時間の議論大変ありがとうございました。</p> <p>それでは司会を進行に返します。</p>

事務局 (品川区)	委員長ありがとうございました。次回、第2回の委員会につきましては、現在のところ来年2月頃を予定していますので、よろしく願いいたします。 以上で、第1回品川区消防団運営委員会を閉会いたします。
--------------	--

令和2年11月2日

第1回

品川区消防団運営委員会資料

品川区消防団運営委員会

## 品川区消防団運営委員会 資料目次

- 資料 1 特別区消防団運営委員会の答申及び対応方針  
について  
(前諮問の特別区消防団運営委員会の答申概要)
- 資料 2 特別区消防団運営委員会への諮問について  
(新諮問とその検討の方向性)

## 特別区消防団運営委員会の答申及び対応方針について

### 1 諮問事項

特別区消防団の組織力を強化するための方策はいかにあるべきか (審議期間：平成31年1月から令和2年3月まで)

### 2 諮問の趣旨

近年、地震や台風等の大規模災害により、各地で甚大な被害が発生している。そのような中、地域防災力の要である消防団員は減少し続けており、地域防災力の低下が懸念されている。そのため、総務省消防庁は特定の活動に従事する「機能別団員」の制度導入を各自治体に要請しており、2018年1月には「消防団員の確保方策等に関する検討会」の報告書により、大規模災害時に消防団活動を行う大規模災害団員の導入についても提案がなされた。

このことから、機能別団員の更なる拡充等、特別区消防団の組織力を強化するための方策について諮問した。

### 3 答申及び対応方針

#### (1) 機能別団員の更なる拡充について

#### (2) 大規模災害団員の導入について

	答申内容	対応方針
任務	主に要請回数が多い応急救護訓練指導、防火防災訓練指導、広報活動及び警戒活動に指定することが必要	各消防団の住民指導や広報活動などの状況、各団員の指導等の状況及び資格等に応じて、負担軽減等が図られるように次の任務を指定する。 ・ 応急救護訓練指導 ・ 防火防災訓練指導 ・ 警戒活動 ・ 広報活動など
対象者	女性や学生、家庭や仕事等の事情で退団を希望する団員、経験があり指導助言ができる団員（アドバイザー）などを対象とすることが必要	次の対象者を指定する。 ・ 入団を希望する女性や学生 ・ 家庭や仕事等の事情で退団を希望する団員 ・ 定年退団団員 ・ 経験があり指導助言ができ、且つ希望する団員など
処遇 服装	業務内容等により、活動回数や時間など、定量比較ができないため基本団員と差異をつけなければならないことが必要	基本団員と同様とする。
階級	原則として団員とする。但しリーダー的存在となり、一定の知識及び技術を身につけた団員については班長とすることが必要	階級は原則として「団員」とする。ただし、リーダー的存在となる団員については、「班長」とすることも可能
配置先	地域の実情や業務内容により、団本部付け又は、分団本部付けにすることが必要	配置先は、各消防団の実情に応じて団本部又は分団本部を指定

	答申内容	対応方針
任務	大規模災害発生時における災害情報の収集、避難誘導、消火・救助活動の支援等を行うことが必要	○災害活動を指定 ・ 災害情報の収集 ・ 避難誘導 ・ 消火活動支援 ・ 救助活動支援など ○大規模災害団員活動要領の作成 ○定期的な訓練の実施（例：水防訓練、震災訓練、消防団合同点検）
対象者	消防職員および消防団のOBや医療関係従事経験者などの専門的な知識・技術を有する者を対象とし、人数を制限することが必要	○対象者を限定して入団促進、退団予定者に働きかけを実施 消防職員および消防団のOB 医療機関従事経験者など、災害対応に必要な専門的知識及び技術を有していると消防団長が認めたる者。 ○定数を指定 定数16,000人の内数の中で大規模災害団員の定数を定める。
処遇 服装	大規模災害時に限定していることから、服装について活動に必要なものとし、費用弁償や退職報奨金については基本団員と同額、年額報酬は減額とすることが必要	【処遇】 ○基本団員と差別化を図るもの 年額報酬を減額 ○基本団員と差別化を図らないもの 費用弁償や退職報奨金は同額 【服装】 ○基本団員と差別化を図る 給貸与品については、活動に特化したものとし制服以外を貸与
階級	原則として団員とする。但し、リーダー的存在となり、一定の知識及び技術を身につけた団員については、班長とすることが必要	○階級を限定 原則として「団員」 リーダー的存在となる団員については、「班長」とすることが可能
配置先	原則として、消防団管轄区域での活動が期待されることから団本部付けとすることが必要	○配置先を「団本部」に指定

※ 網かけの項目については、前回の品川区消防団運営委員会からの答申が反映されたものです。

## 特別区消防団運営委員会への諮問について

## 1 諮問事項

水災時において消防団員が効果的に活動する方策はいかにあるべきか（審議期間：令和2年8月から令和3年7月まで）

## 2 諮問の趣旨

地域に密着した消防団は、平常時において消火活動をはじめ防火防災訓練指導など献身的な活動をしており、水災時の活動においても大いに期待されている。近年、気候変動等の影響により、超大型台風や局地的豪雨による自然災害が発生しており、令和元年10月に発生した台風第19号では、多くの消防団員が水災事象に対応し、避難誘導、土のうを活用した浸水防止活動及び排水活動などに従事したところである。こうした中で、消防団の活動体制、避難所支援等の対応、装備資機材・分団本部施設の充実強化などの課題が抽出された。このことから、水災時において消防団員が効果的に活動するための具体的な方策について諮問するものである。

## 3-1 審議の方向性（活動体制）

	課題	現状	審議内容
1	災害状況等に応じた、招集及び任務班の編成時期	<p>災害状況等に応じた、招集及び任務班の編成時期など配慮が必要であった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域に居住している消防団員には参集時期が早すぎる。</li> <li>災害発生時期と参集時期のタイムラグがあり任務班を編成しても待機が長い状況であった。</li> </ul>	<p>浸水区域、地域特性や災害状況に応じた、招集及び任務班の編成時期等について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>災害状況に応じた段階的な招集人員、任務班（消火班、情報収集班等）の編成時期や優先順位について</li> <li>最低限必要な消防力を確保する観点から、現員数も考慮し平時の火災に対応する消火班等の確保を考慮した任務班の編成について</li> </ul>
2	水災活動時の教育訓練及び安全管理	<p>超大型台風の発生など、水災活動時の安全管理に不安があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>風水害時の災害対応の知識・技術が不足していた。</li> </ul>	<p>水災時の活動能力及び安全管理の向上について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>風水害の活動に関する安全管理要領を含めた教育・訓練方法について 例：指揮者としての安全管理を含めた指揮要領について、東京消防団 e-ラーニングの活用、訓練場所（公園等）の確保、実戦的訓練方法について</li> </ul>
3	河川越水等による浸水時の団本部及び分団本部の機能移転計画	<p>浸水被害による団本部及び分団本部の機能停止を未然に防止する機能移転計画が定められていなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>浸水想定区域にある団本部及び分団本部機能維持のための計画（機能移転、活動団員の退避時期など）が必要である。</li> </ul>	<p>地域特性（浸水地域、管轄区域の高低など）に応じた機能移転の必要性及び機能移転方策について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>消防署隊と連携した団本部の機能移転計画について</li> <li>浸水危険区域で一時的に最低限必要と考える車両及び資機材や移転先又は時期について</li> <li>消防団員の退避時期について</li> </ul>
4	水災活動時の応援体制	<p>広範囲の浸水などで長時間となり応援体制等が必要であった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>災害発生数、規模に差異があり隣接消防団での応援体制が必要である。</li> </ul>	<p>管轄区域を超えた消防団相互応援のあり方について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>消防組織法第18条第3項（※1）を前提とした相互応援体制のあり方について</li> <li>人員、資機材、隣接地域の災害対応補完など相互応援の活動内容について</li> <li>相互応援体制や災害対応補完隊ができる条件について</li> </ul>

※1 消防組織法 第18条第3項

消防本部を置く市町村においては、消防団は、消防長又は消防署長の管轄の下に行動するものとし、消防長又は消防署長の命令があるときは、その区域外においても行動することができる

	課題	現状	審議内容
5	情報収集体制の強化	<p>情報共有や情報収集用として団本部と分団本部に配置されている機器が無線機とテレビのみである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>多様な情報発信・情報収集手段が必要である。</li> <li>河川水位情報や雨雲の動きによる、災害の推移を予測することが必要である。</li> </ul>	<p>団本部と分団本部での情報共有などについて</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>インターネットによる情報収集環境の整備 例：インターネット環境の導入、タブレット等の情報収集端末の整備</li> <li>オンラインでの情報連絡や報告環境の拡充等 例：オンライン会議、消防団専用アプリの導入</li> <li>平常時での活用 例：警戒時の情報収集等、訓練指導時の補助（動画）等</li> </ul>
6	住民等からの避難所支援の要請対応	<p>災害対応のほか、住民等から避難所運営支援等の要請が多く対応に苦慮した区があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>消防団の本来業務は、災害対応が最優先である。</li> <li>避難所から避難者の移動要請があった。</li> <li>避難所開設支援、避難所運営支援があった。</li> <li>避難所状況確認後の引き揚げ時に苦情があった。</li> </ul>	<p>区が主導して体制を構築する避難所運営と消防機関（消防署、消防団）との関係性について（※2）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>避難所に対する消防機関の協力内容や方法について</li> <li>消防団の避難誘導のあり方及び要配慮者の避難支援について 例：避難誘導方法、避難所への搬送方法、要配慮者への避難支援の時期</li> </ul>

※2 補足資料 項目1、2参照

### 3-2 審議の方向性（装備資機材・施設）

	課題	現状	審議内容
1	予想を超える水災に対する装備資機材の増強	<p>予想を超える水災に対する装備資機材の増強等が必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>越水、内水による浸水対応資機材（排水資機材、胴長、土のう、水のうなど）が不足していた。</li> <li>浸水防止活動時（汚水）の衛生管理資機材が不足していた。</li> <li>夜間対応資機材が不足していた。</li> <li>資機材、人員の搬送能力の増強が必要であった。</li> </ul>	<p>地域特性に応じた各消防団に必要な資機材について（※3）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新たな装備資機材の導入 例：胴長など個人の活動能力や安全管理及び衛生管理が向上する資機材の導入、土のうに代わる浸水防止用資機材や排水ポンプの導入</li> <li>既に配置されている装備資機材の増強 例：フローティングストレーナー、強カライトなどの既存資機材の増強</li> <li>資機材の改良による搬送能力の向上 例：可搬ポンプ積載台車の軽量化、可搬ポンプ積載車の改良</li> </ul>
2	分団本部施設のスペース等の確保及び機能向上	<p>分団本部施設の待機スペース等が不十分であった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施設が狭い。</li> <li>女性用の更衣室やトイレが整備されていない。</li> <li>仮眠用資機材がない。</li> </ul>	<p>分団本部施設の待機スペースの確保や機能向上又は、現状施設のスペースの有効活用などについて</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施設の規模 例：待機スペースの確保、資機材の増強にも対応できるスペースの確保、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に配慮したスペースの確保、可搬ポンプ積載車と可搬ポンプ積載台車の2台が保管できるスペースの確保</li> <li>施設の機能・設備 例：女性に配慮したスペース（更衣室、前室付き専用トイレ）について、警戒や災害時における指揮拠点スペースの確保、情報収集機器の設置スペースの確保</li> <li>資機材の整備 例：折り畳み寝台などの整備</li> </ul>

※3 補足資料 項目3参照



### 3 装備資機材について

装備資機材	諸元等
<p>連結水のう（チューブ式）</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 連結、長さ調節、積み重ね、屈曲しての使用が可能</li> <li>• 重量も軽く、取扱いが容易で高性能である。</li> <li>• 長さ 16.46m</li> <li>• 幅 0.55m</li> <li>• 高さ 0.48m</li> <li>• 重量 約28kg</li> </ul>
<p>フローティングストレーナー</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 吸水量：最大1,500リットル/分</li> <li>• 水深2センチメートルまで吸水可能</li> <li>• 水面で浮かんだ状態で吸水し、水底に堆積物が多くても対応可能</li> </ul>
<p>強カライト</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 出力（明るさ） 15ワット（900ルーメン）</li> <li>• 電源 充電式リチウムイオンバッテリー</li> <li>• 連続使用時間 2時間15分</li> <li>• 防水性能 IP56</li> </ul>
<p>可搬ポンプ積載台車</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 縦 2.70m</li> <li>• 横 1.30m</li> <li>• 高さ 1.30m</li> <li>• 重量 約350kg</li> </ul>
<p>可搬ポンプ積載車</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 全長 3.40m</li> <li>• 全幅 1.48m</li> <li>• 全高 2.00m</li> <li>• 定員 4名</li> </ul>